規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四四

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「六月に支給する場合においては百分の九十三以上百分の百五十」を「百分の九十九以上百分の百六十」に、「百分の百十九以上百分の百九十以下」、十二月に支給する場合においては百分の百六以上百分の百七十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十二以上百分の二百」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の八十二・五以上百分の九十三」を「百分の八十八以上百分の九十九」に、「百分の百五・五以上百分の百十九未満」、十二月に支給する場合においては百分の九十四以上百分の百六未満（特定管理職員にあつては、百分の百十七以上百分の百三十二」を「百分の百十一以上百分の百二十五」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合においては百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合においては百分の百三以上百分の百六十」を「百分の百十一以上百分の百七十二」に、「百分の百三十以上百分の二百二十一以下」、十二月に支給する場合においては百分の百十八以上百分の百二十五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の九十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同号ニ中「六月に支給する場合においては百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合においては百分の百三以上百分の百六十」を「百分の百十一以上百分の百七十二」に、「百分の百三十以上百分の二百二十一以下」、十二月に支給する場合においては百分の百十八以上百分の百二十五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の九十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同号ニ中「六月に支給する場合においては百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合においては百分の九十三以上百分の百五十」を「百分の九十九以上百分の百六十」に、「百分の百十九以上百分の百九十以下」、十二月に支給する場合においては百分の百六以上百分の百七十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十二以上百分の二百」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の八十二・五以上百分の九十三」を「百分の八十八以上百分の九十九」に、「百分の百五・五以上百分の百十九未満」、十二月に支給する場合においては百分の九十四以上百分の百六未満（特定管理職員にあつては、百分の百十七以上百分の百三十二」を「百分の百十一以上百分の百二十五」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合においては百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合においては百分の百三以上百分の百六十」を「百分の百十一以上百分の百七十二」に、「百分の百三十以上百分の二百二十一以下」、十二月に支給する場合においては百分の百十八以上百分の百二十五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の八十二・五以上百分の九十三」を「百分の八十八以上百分の九十九」に、「百分の百五・五以上百分の百十九未満」、十二月に支給する場合においては百分の九十四以上百分の百六未満（特定管理職員にあつては、百分の百十七以上百分の百三十二」を「百分の百十一以上百分の百二十五」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合においては百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の九十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の八十二未満（特定管理職員にあつては、百分の百二」を「百分の九十七」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合においては百分の九十三以上百分の百五十」を「百分の九十九以上百分の百六十」に、「百分の百十九以上百分の百九十以下」、十二月に支給する場合においては百分の百六以上百分の百七十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十二以上百分の二百